

備 二 発 第 1 7 号
生 総 発 第 1 0 6 号
交 規 発 第 3 1 号
平 成 9 年 2 月 2 5 日

各 所 属 長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

災害時における交通誘導業務等に関する支援協定の締結について

大規模災害発生時においては、阪神淡路大震災の教訓から、あらゆる行政力が不足し、被災地の被害拡大防止と被災者の救援・救護に大きな影響が出ることから、これらの活動を円滑に実施するため、主として緊急交通路確保のための交通誘導業務及び避難場所等の警戒活動の支援協力を得ることを目的に、岐阜県及び岐阜県警察と社団法人岐阜県警備業協会との間において、平成9年2月24日、別添のとおり支援協定を締結したので、各所属にあっては本協定の趣旨を踏まえ、協会傘下の警備業者との連携強化に努められたい。

災害時における交通誘導業務等に関する協定

岐阜県知事（以下「甲」という。）と社団法人岐阜県警備業協会長（以下「乙」という。）は、災害時の交通誘導業務等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岐阜県地域防災計画に基づき、災害時における支援の一環として、甲が乙に対し、交通誘導業務等に関する協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は、災害が発生し、緊急輸送路の確保等の応急の措置をとる必要が生じたときは、乙に対し、交通誘導業務、避難場所等の警戒活動、その他必要な業務の協力を要請することができる。

2 乙は、甲の要請があったときは、特別の事由がない限り、これに応じなければならない。

（出動警備員の指定）

第3条 要請された業務に従事する警備員は、別途岐阜県警察本部長と乙とが協議して定める者をもって充てるものとする。

（費用負担）

第4条 要請された業務の実施に伴う費用は、甲が負担する。

（災害補償）

第5条 要請された業務の実施により、出動した警備員が災害を受けた場合の補償は、当該警備員の使用者たる警備業者の責において行うものとする。

（損害賠償）

第6条 要請された業務の実施により、甲又は第三者に損害を与えた場合の賠償は、当該警備員の使用者たる警備業者の責において行うものとする。

（広域支援体制の整備等）

第7条 乙は、要請された業務が円滑にできるよう岐阜県以外を事業区域とする警備業協会と連携を強化し、協会間広域支援協定を締結するなど体制の整備に努めなければならない。

（協議）

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関して必要な事項は、乙と岐阜県警察本部長とが協議して定めるものとする。

（雑則）

第9条 この協定は、平成9年2月24日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成9年2月24日

甲 岐阜県知事
梶原 拓

乙 社団法人岐阜県警備業協会
会 長
不破 利兼

災害時における交通誘導業務等に関する細目協定

岐阜県警察本部長（以下「甲」という。）と社団法人岐阜県警備業協会長（以下「乙」という。）は、岐阜県知事と乙との間で締結された災害時における交通誘導業務等に関する協定（以下「基本協定」という。）の実施の細目に関し、次のとおり協定する。

（出勤の要請及び出勤警備員）

第1条 甲は、基本協定第2条に基づく協力要請があった場合は、乙に対し具体的な業務の内容、日時、場所及び必要な警備員数を指定して、文書、口頭その他の方法（以下「文書等」という。）により出勤を要請するものとする。

2 乙は、警備員の出勤を警備業者に要請するものとする。

3 要請を受けた警備業者は、努めて指定された業務内容に関する専門的な知識及び技能を有する警備員を選出し、指定された日時及び場所に必要な資器材を携行の上、出勤させるものとする。

（業務の実施等）

第2条 前条の規定により出勤した警備員は、当該警備員が所属する警備業者の指揮を受けて、甲の指定する業務に従事するものとする。

2 乙は、出勤後速やかに、警備業者ごとに出勤警備員数、現場責任者の氏名等を甲に報告するものとする。

3 乙は、業務終了後遅滞なく、出勤警備員について、出勤時期、出勤場所及び業務内容等を甲に報告するものとする。

（業務の解除）

第3条 甲は、業務の必要がなくなったときは、乙に対し、速やかに文書等により業務の解除を連絡するものとする。

（費用の請求等）

第4条 乙は、要請された業務の終了後、当該業務の実施に要した費用を甲を通じて岐阜県に請求するものとする。

2 岐阜県は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を乙に支払うものとする。

（出勤可能人員表の備付け等）

第5条 乙は、甲の要請に応じるため、警備業者ごとに出勤可能人員等を記載した表を備え付けておくものとする。

2 乙は、前項の表を毎年4月末日までに甲に提出するものとする。

（訓練の実施）

第6条 業務を円滑に行うため、甲と乙は協議の上、訓練を実施するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑則）

第8条 この協定は、平成9年2月24日から適用する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成して甲乙署名の上、各 1 通を保有する。

平成 9 年 2 月 2 4 日

甲 岐阜県警察本部長
中村 正則

乙 社団法人岐阜県警備業協会
会 長
不破 利兼